



繫獄記

上卷

特別
14
1919
757



14
1919
757

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

以下
5丁
白紙

明治十六年余黨事の爲り不政治社會を周旋を偶
 と越後高田の首志者新聞を興し〜吾黨の
 概関と爲さんとを余を迎へて之を不幹〜
 時恰も頸城自由黨の疑獄起り〜来た日頃の
 浮説偽巻人心堵とあんをを加ふる不都鄙の新
 紙頻り不附會の説を逞し〜我社其人
 心を盡察せん〜と憂ふるや奮り〜愕議を
 張り事態の真相を吐露し〜敢て忌諱を顧
 へし時よ政府恰うも新聞條例を改正し大に戒む
 る所なり條例中社長印刷長の如き編輯を関せ

さる者と推して著者罪られ、若犯之處ある乃
項あり然と七條例の附則に明記して三十日の周知
期限を許せり故に余又た憚るを紙上より社長の石
毅を署を回してさうき内刑審令の天下の耳目を
左右せしめんとしか地方の法官を債せし三十日
周知の期限を以てせし直ちに新條例を以て罪を
論せしめて余亦た若犯の罪を免るゝと能くして着
て罪を得る者三の曰く誹毀曰く官吏侮辱曰く條
例違犯是を余の奇禍を買ふ所以なり抑変化百
端政府の徳義頼瘵するの時之際して、奸諂を
専らし正義厄し遇ふを怪むしとて是と雖も

余の性剛直邪を屈し曲を安んずる能くを不当と鳴
して大審院に上訴し、明の裁判を望めり、尔来決せ
ざるとして一年余大審院も亦た行政の掣肘を免る
能くざる、この頃死遂に上告を棄却し是を定
し明治十七年夏六月廿一日の事、所属を是より高
田に新橋より長野に獄に轉せし、三ヶ月を控
せし、この八たひ此間の辛酸艱苦亦た以て後世子
孫の警戒と為せし、是の者なり、且、夫を八月の
間を更し僅にたる時日なり、と雖も、壯年血氣
と活動社會より社絶を嘗て、多少余の生涯に
影響をなす所あり、とせん、也余は此稿を草するに

他日自傳を編むの材資より充んしことを思ふは
吁々方今政海の波濤陰惡の時より身を托せ置る
地危し遭ふことと期せざらんは然まとも區々たる
細事の爲め自身を危地し隔るう如きは余豈
之を期せむや是實く余の不敏の致を所長
大是し勝もともそと寧ろ敏よして義も背らん
より不敏よして義も就くは余の竊う愧ざる所あり
余の來歴素^世が益あり然も如斯き他日當世を見
るの料と爲るべきらん此余の叙して以て之れを
出し今日を讀むるの好時節を待たんと欲するなり
明治十七年九月十日長野獄舎に於き市島謙吉識

明治十七年六月廿一日と云ふ日余の言論を檢査し刑
事の決まる日ぬり之より先き明治十六年四月罪を
言論し得友人岡山兄に托して之を大審院に上訴せり
尔來保釋し居ると凡そ一年間大審院に初めて法廷
を開き新聞條例違反の件を審断して輕禁錮二月罰
金四拾圓を附加せざるの宣告を爲せり而して其報道を
岡山兄より日々電音を以て豫め達せしむ凡そ八九日
を經て宣告書到達し實決の上至らんことを期し十八
九日頃より豫め入獄の用意を爲せし其事もなく九
日も過す如翌廿一日を土曜日小電報到達の日より已上
十日を經れば此日必らず其沙汰はんと早朝より

出社―心待ちに待ち居たれと正午に近ぶ小其事を以て
扱ふ今日も亦た何事もなく過ぶんらと思ひ計り
小邊うふ一人の警吏入り来り余及び竹村新田小亦を以
令状を以て―刑事執行の事を告ぐ於是余の刑事
初りて決む北口潦両益を覆さう如く黙々窓を叩く社僕
小用書数部を齎らさるる社交小別を告げて高田新
聞社と出れぬ此事既小他小漏れらる諸事小待受けて
別を告ぐる者多し上職人町改過きり獄舎迄くある頃
ハ降雨益々劇しく衣鞆皆を濡し既小―漸く獄門に
達されハ新潟監獄高田支署と題する標標下り北獄
ハ本年 月の頃新築を以所より―旧獄より未決の時

一二面出入せり―も只に官署に到り―のみよ
囚房ハ何時も裁判所附属の做監のみあり―去れハ来た
牢獄の状況改知ることありとあり今獄門に至るハ個月
の洞ハ北門外より出ると能くをと思ふハ流石に常時より
異なるの感あり能くは斯くて獄門を過ぎて白洲に至れ
り白洲の様相ハ裁判所の白洲と大差ありれとも亦小戒
具等改列社戸錠共稍々嚴重なるを覺ゆ扱てこよ
ハ一應名籍の調終りて衣服其他所持の品を悉く取去ら
―刑服と被ら―めたり制規より由れハ輕禁錮囚ハ勞
役小服せされハ長衣と服せ―む―小獄故其邊整
頓せざるもの久―庫中小藏の置おたるも亦人

垢染みて異様の臭気らるる袴の半衣一枚と三天犢鼻
禪子拭各一筋既焚くれば皆を赭色に染めたるも
有り澆ふ衣服容を作るとやうにて他二人の之既服し
たる態の賤しとあるを見て我もまた斯く思ふ」と
思ひに其顔合や一突せり斯くて一人の獄卒は鏡
持後子立て余等既一因房に伴あり

凡そ此監獄を状せれば因房は二階造りて八九房子過
きた其内廣よハ二三十畳敷き狭きハ八畳若くハ六畳
敷敷くも有り銘して囚人四五百人収容するし而して監
房ハ未決軽重禁錮既區別するの并りて重禁錮囚の
如き罪種刑期等より別を立てて皆を混同雑居

せしむ蓋し是れ一年以上の刑期の罪囚ハ之を本署より押
送するの故ありし又一各房を界して廁圍と盥漱所
あり廁圍ハ尋常のものと異なり凡そ敷板の厚さハ六七
寸もあるし種りて牢固よりありあり孔ハ三寸四方もある
し最もサるる蓋ハ此盥漱所試むるとより多く廁より
去るる故ありし盥漱所ハ木製の貯水器より飲器あり
唾壺あり草製の小箒あり洗手盆あり又ハ蚊蠅
と寢具も具てあり而して房内敷くも莞苳既以て
造作し既て柵あり建築以來久既睡さる既以て
既て清潔ありとも温氣殊とよ甚しき既覺由余
等の居房ハ八畳敷しして輕禁錮囚ハ余等の外一人も

らぬと見え居内他因致難^レ故^ニ獄禮宿慣の如き^レ所^ニ起臥談笑自在亦^ニ獄内^ノ自由郷あり既^ニ一^ニて撃柝十二時を告^スれ^ハ一人の押丁ハ炊夫^{田後中}の^之以^テ伴^シて牛糞^以供^スは只^ニ粗笨の本製角器^ヲ米麦相和^シたる斑飯と菜一種白湯一椀^致あり^ハ之^ノ先^ニ余等^ノ米決^ヲ繫^スられたる時高田の獄食料^ニ麦^致混^スる蓋^シ中縣の麦價帯^ノ米價^ハ比^レ貴^{トク}^ニ此^ニ米^致あり^テ却^テ便^{アリ}故^ニあり^ト只^ニ攝生上言^ハき^テ能^ハレ^ハ以^テ米^麥混合^ノ制^ニ變^シたり^トゆ^ク余素^ニと富家^ヲ生^スる^ハ五^五春秋^未た嘗^テ麦飯^ノ味^致知^ルレ^バ飯^菜粗^シて^ハ食^ハ可^ラレ^バ獄吏^慰藉^シて^ハ之^致薦^む余^獄吏^ヲ問^フて曰^ク携^帶セ^ル書籍^ハ差^入致

得^ルも^ハ獄吏^曰く^ハ今^明兩^日ハ^恰も^ハ休^暇ニ^會シ^テ檢^閲致^ス睡^ル能^ハレ^バ明^後日^ヲ待^タル^ハ一^トと^ハ余^失望^甚た^シ獄^窓無^聊時^ニ坐^臥時^ニ立^テ運^動致^試む^ルの^ハ亦^一事^ノ間^致破^ルる^ハ亦^一折^々余^事ハ^激を^ルの^ハ天^質あり^テ昨^年初^メて^ハ米^決ヲ^繫く^レれたる^ハ今^如出^{地方}官^ノ專^志心^致憤^トり^テ激^昂慷慨^ノ念^禁を^ル能^ハレ^スる^ハ亦^一あり^ト然^ル事^今日^ハ決^シ不當^ノ要^断ハ^{地方}官^ノ意^ニ出^デレ^バ廟^堂實^ニ之^致為^スる^ハと^覺悟^をれ^ハ主義^ノ相^容れ^スる^ハの^ハ教^育と^知り^テ益^々自家^ノ主義^ヲ守^ルの^ハ熱^致加^ハる^ハのみ^心神^甚々^平穩^ニして^ハ激^昂前^日の^如き^ハ亦^一あり^ト言^ハた^為す^ハあり^ト時^ニ臨^むレ^バ衣^致隱^レて^ハ時^勢我^致待^テた^ス

〜早く去るあり〜んや是れ早り悲憤も甚へたるのみ
忽ち象山獄中の述懐を思起〜自ら誦〜〜曰く吾北境
を履まされ北省覺ち〜一跌致して一知を生るとを
果して靈語あり振拔特立ハ可なり激昂念度ハ不
可ありと嗚呼象山も亦た我れと感致同しとある
う既にして又他の先哲の語致思あり曰く僅同居するも
真の日月正空過せん彼の我致錮する者皆我致成を
ありと告ぐる我言や聞く象山ハ嘗て獄中此語致誦し
て勉勵克治身心致鍛鍊して空〜〜日月致過さしと
余豈は象山の譽に倣はざる以得んやと於此ハ心大に
慰むる憂あり潛心讀書空〜〜日月致消せさる〜

こと致期々の断つて兩日ハ座古典藉なく只た冗談
時致移〜早や出獄のことおまぬ出つる所れとも前途致
顧しれハ尚ほ遠遠し〜望洋の歎あり能はれ共〜今日の
如き長永日致八月経過を〜ハ容易あり〜と顔見を
のみ晝夜殊り長よ致覺ゆ三日曉鐘愁眠ヲ攪破〜
獄室尚ほ未だ黒早く糞臭の来り〜因序を開く〜曰く郷
等本日新酒本監に移ること、有り、乃ち急茶喫飯〜
結末を〜と飯器を出さし余等ハ其不意に驚ふ
た〜も亦た奈何とも〜と能はれ其言少し任〜喫飯
終り〜白洲より出つれハ此事昨日より既に定まりては
里々余等衣服脚道具等取寄せて行り、即ち刑服を

脱去り改装をも一人の警部より来りて本監に移
その言渡をなす押送の看守等も早く出発致候を
善し高田監獄の内規に據れ刑期一年以下の囚人に抵む
本監に送らせると聞知したる然るも今僅う三月の
囚人取本監に押送せる何の故あるか或は生等の待
遇の窮乏なるものありし由り或は本刑執行中他刑事
の落着いて更らぬ数月の刑期を増せを期しての故に
る事多しなりて之に同様の違ふは余等三名
他囚一名獄吏の伴して獄門に出れば数輛の人車に就て
門外より善し獄則に據れ歩行せる能はざるもの
外乗車致許さる思ふに特旨より由るものありん者々

駕して發を時午前八時以るは沿道電を全
等と別を告ぐんとして曉天より待交て目獲せる者
多し多羅尼町より抵れに兼て早天より余等を待居
たりせん斎藤設楽西沢伊奈等數人の茶店より去り
去て處より余等車と處り駐めて別を告げ且一對の去
と余等此より余等之に同しんとし其違はあく車既
に去りて人已し違後よして扱て之を思はぬは若干金
の善し旅中の之を補はん為め此料あり既よして直捷
に違はれぬ一茶店に入りて然し獄吏余等に向て曰く此處
まで乗車せしむの特典ありしものあり之より皆し歩を
取ると余等曰く獄舎不在るまた數日たつても身體大

と瘦羸を覚ゆ投脚自由なるを願ふに更らば車を僦
少を往らん余輩固とより脚徒なり幸に歩行を厭ふと
以て斯く云ふ獄吏亦た余等の情を知りて敢て之を制
せしむく監獄制規つり病院に至り医師の診察を得て
後乗車致許とす——と即ち直江津病院に至り院長荒井
某の診察を請ふ氏を余ら知人あり余と見く駭然たり
余等くくふ事情を以てと氏諾し且つ別を告ぐ之を或
は乗車——或は徒歩——長閑なるを乞ふ里幾回踏踐
往たる山水明媚ありきりありあきりも限るよの慷慨
心と山水も馳せは拍子留置場の一宿——長閑なる遠を
獄吏余等の情を憐み今夜逆旅に投をることと許し

且つ辱を異ふ——余等を置き放し飲食せしむ数壇
の麦酒数盃の海鮮数日の枯腸を療し前途数月の潤
を乞ふ——む余等怪く獄吏の厚志を謝せざる以得ざる
翌日洗船を以て茶を獄吏余等み或具を施すと且つ
外客として囚徒たることを知し——あきりあり待遇を考む
是れ又た獄吏の厚意に由るとのあり此に余も郷里に近
く——眼界も兼る者皆余ら旧知に似たり——以て轉た懐
旧の情に堪へて歎して曰く士の國事を當る室に縲紲は
難を思ひさる者ら——んや然若身を政海に投してや来た
幾年あるを國事を任するの初より難を遭ひ而して獄に
家郷に就く亦た奇ありと云はざる可らんや余ら家素と

資財を饒り之を以て北越に知る而して一朝産紙破り
去く天涯に淪落し今や却て回車路以て家郷の知る
所とあるんとて人事の豫め期し難し亦た驚く可き
ものありと感慨ある身は晷の移る紙知るに十二時を過
ぐる頃早く新湯に着しぬ是より獄吏の云ふに任せ身
み戒具を附け給へ獄則に其に至りて結末し直ちに監
獄本署に至れり本署は海濱何所か有り周圀化丁流石
の本署たけりて結構宏大なり白洲に多し獄吏出来り
名籍の調査を終へ獄衣と服さし直ちに檻の房に囚せ
り是れ輕禁監あり囚徒等皆卧し居り居り居り獄吏の
余等三名を伴ひ来りて見て皆一疋に起し立ちぬ斯く

て余等ハ衆囚の未坐し就は獄慣ふ熟せされを只た黙然
として居りし房長とも覺しき者茶し居直はり衆
小目禮して余を其坐前より延き其名籍刑名等と問ひ
且苦くも獄中の習慣獄式等と以て余に懇謝して
衆囚の未坐し坐をとむ竹村新田も亦た同様のことな
し終りて其の坐し就く於是衆囚臥をり居り戯るあり放
談をりり雑遊喧噪極まりぬ蓋し新囚徒入るときの
其の禮式正しきと以て獄中の習慣とあり在る此房に
る者も武米高會社條例に違犯せる者禁錮を以て罰金も
易申る者等も刑期長し七年短し十日若くは四五日
過ぶるものと以て囚人の性質甚だ亮あし故に又た

新囚に對するも無禮ありて扱て監房を形容せしむるも
其度さへ置て敷出二面ハ凡て柱を植て一目房内
を洞視せし一面を他房と接し板壁あり一面ハ庭園へ
向りて矮窓あり此監房ハ凡て輕罪囚を入り所ありハ
結構甚だ牢固ありて故に又た充分の日光を入りて小便
吐愛ハ凡て板敷より荒蕪を敷く而して房の左側
此界一ハ厠及び盥漱の處とを其結構ハ高田監房と
異ありといへば又た此一ハ房内ハ清潔正旨といへば厠の如
入る考られハ必し其衆に告ぐる後起つと法といへば若し之
を汚るときハ淨拭せざるの責を及べしむ而して飲食
時ハ際をれハ殊に清潔を責といへば其前後厠に起ると

許さざるも板敷若干の箇場を以て膳と假定し荒
蕪を敷く時ハ他の場所と異ありありと之を去
るときハ已む所ありてざるを以て之ハ足を入りて
許さざるも又た食事の前後も必し其鄭寧洒拭せざる
以て清潔光を生じ能く顔を照して扱て又た凡て朝起
暮寝より飲食に至るまでたしむる床番炊番等の擔
任を定むるうやく房内の秩序整然乱れずること以て
敢て混雜喧噪せざるを以て是監房内の畧況ありて
其房内を清潔し其諸事秩序ありて如きは甚だ嘉
しむ可きの習慣ありと云ふべし蓋し狭隘の房内
容ろふ多敷の人を以てし若し此習慣ありて其攝生

有害あると早くて奈何なるべきや然とも此習慣
他方に於て存し之に多しあるも重禁錮房の如き
晝間ハ囚徒駆役場ニ在リ房内に在るハ只た夜中のま
るを以て如斯くハ注意せざる是^{要務}是^{要務}勢力ありト云ふ
耳之ぞ先ハ新瀉日ハ新聞の社負^主里村太利軽禁錮
罪月の罪を得本監獄にあり余素と氏を知ると以て新瀉
の獄ヲ移るや竊うと思ひらく氏高月監中ニ在るハ余等
う為り便宜少ありと云ふと大ニ依頼せらるると云
りあして他田等ハ里村のことを彼是談話せらると思ひけり
尚ハ此監中ニ在るやと尋めらる昨日を以て期場ちん
朝余等ハ入房もる僕らハ数刻前ハ出獄せりと聞ふ

其ハ賀ハ其ハ獄中一會セり獄城め余又ハ花卉
柴田等哉同ハ兩人ハ共に我社の社負ニハ最キハ新紙
上刑事ヲ觸るることあり其ハ獄中服役中ハ一日曰く
斯る人の監内ニあるハ聞知ハとも罪種異なレハ遇ハ
たることハある若し君等兩人ハ邂逅せんことを望
給く説教の席ニ臨まるべし説教ハ毎日曜日を以て聞ふ
普く囚徒の監内を許すと余
等兩人の安否を聞ふんことを欲し其ハ獄中の諸事を商
議ス便宜少うと云ふとと思ふ故ニ喜んで其言に
従ハ同房田の内就役して日々房外に出る者に托し兩人
小音信を通し只管日曜ノ至るを待つ此間数日寝し
食ひ食つて寝むとの入獄の事希く斯く無聊の事

うんと思ひ知人朋友の典籍の差入を托し置きたるも
獄法を接触して入ることを得ざるやあゝん併にまた
差入さるるやあゝん数日の間何書の差入もあつた無聊
幾んど消さるに由なく徒らふ他因と雑談して僅うに因
を遣るのし欺く六月廿八日曜日午後一時と覺
ゆる改獄吏の説教の初まると告ぐる監戸を開くに余
等三名も他因に伴ふて聴聞席に就り席ハ駆役場を以
て之れ荒て少く高ぶ要ふ佛壇を設け前ふ一所の
高机を置り余等の臨場せる頃ハ時刻後九たりん
聴聞人の各々席を占めさるるに廣ぶ駆役場ハ充滿せ
り余等も亦た一処に坐を占め柴田花井等ハ何處にあ

らんと四方を見渡すに彼等も待わひゆる体も余等
と見るとも捕咄をわけて急ぶ余等の席に乘りて互に
相喜こひ一別以来の事を語り八木原重社其他高田地
方の因徒ハ續てあつて余等を慰藉を盡し八木原ハ曩き
高田事件の際皇室に對する不敬罪と断られ現
禁錮中の身とありて一人の僧侶ハ佛前ハ禮拜し説教
をぬりたり去れと余等望むに因と之を聞ふにされしか
惜う柴田花井西人と談話を勉めたり柴田余の耳に就
て細語して曰く本獄の官吏ハ実ハ悪むく先き余等
の身も被害官吏より豫らば依頼ゆりりん殊に余等
を待てる刻薄なり就役の三四日幾んど痛苦も堪へ

さうして而して殊とに悪むし佳つたるは赤木義 何れ彼を
本獄の副典獄先の小高田警察署長たる先主に高田に在り
余等を知り今又た此獄に余等の来るを知りあるは余等
を難苦の間より救つて数日後ち小高田に在り余等の苦役
小就よたるを見初め知りたる者の如く驚いて余等と他の
後より移りたり思ふに彼窮り看守等小命して刻待し
後より白ふ之を救つて余等も恩を售るふつてあつたを
得んや由て見れば諸君も亦た就役の際内一の手段に隔ひ
らざるを併難し今に於て諸君の為り小謀るに輕禁錮
に服する中既り就役を願出て一種の業に慣れ後日重
禁錮より移り時の後防と為るべしと余等愕然赤木の女

點枝猶ある今小於て尚ほ憂せざる紙知り且つ獄裡身
を憂はらんと甚だ容易あらざるを覺きり於是竹村に謀
り早く就役して他日の準備を為さんといふ決り別れて囚
房に歸きり斯くて翌日就役の願書を提出して允許を待
てと七獄中の事ハ萬意の如くなり王無聊の間に日子を送
り三四日を短たると七月一日に至り里村に余ら入獄せらるゝと漸
く聞知りん石盤一枚を差入せぬ蓋し新瀉の獄紙筆を用
申ふことを許さるゝを只た文を作り字をあはるとに公許をよめ
石盤のつゝ是れ亦た消滅の一具上に詩を寫し且つ洋
字を書し竹村兄に學びしむ翌二日に至り佐瀬兄より
シヨンフヒスリ著萬有進化論二卷の差入りし蓋し此書は

きに東京東洋館に通じて購ふ所あり而して未だ達さず
して金考獄に入る故に今佐瀬兄之を差入せたるなり余此
書を得て大に喜ひ誇り衆に告ぐて曰く余は今消問の書友
を得たり之れより又子等に俗話と煩はざること為すこと
既にして再び獄吏の来りて監房を問くは余及び竹村と
出房を命す何事あるん知り難かれと只伴あるに任
せて行くに受附に至る余由て心竊う小思ひらく是れ必
なりと他の刑事の漸く決したるありんと思はくは一人
の警部出て来り果して推量せらるる如く官吏侮辱宣告の大
審院より重禁鋼と執行せらるる旨を申渡せり於是輕禁
止し直ちに重禁鋼と執行せらるる旨を申渡せり於是輕禁

鋼の刑服を脱して更なる股引短衣等にて服役の用意を
為し直ちに重禁鋼監の看守より引渡せり看守は余等
兩人を清取り者々の入るべき囚房を報し伴ありて驅役
場に到りぬねて驅役場の監獄の中央に位置せり一大舎にて
金舎を区劃して藁工畜米書畫工糊工提燈工大工機工印
刻工縫工等の勞役を設けり而して者等に誘工一名若しくは
数名を以て囚徒を督促し中央に工作の事務所を置き
別品を處措し又た看守所より就役囚の勤惰を監督する
而して凡そ囚人の初め役小就く者ハ先づ藁驅に入せ其体
力に依りて或は外役小驅使し若くは其投能藝業に由て
種々の驅役に服せしむるを則とす而して凡そ体力を檢知

一 驅役を定むる如きは獄吏の任なりと雖も工事に關
する大抵の權ハ所謂誘工者の掌握の内に在り故に驅役を選擇
し若くハ變更せんとするも必ず之を誘工者に問はざるを
得ざる苟くも誘工者にして諾せば大抵の事獄吏の允許を得
ざるありとらざる者ハ假令如何なる妙技ある者と雖も或る
業工の如き下等勞役に服し若くハ亦く恃力に不相當ある苛
峻の役に勝つる可くを而して此誘工者ある者ハ多くハ永年
の重罪囚より擯拔せざる者あり故に彼れ尊大傲慢人の情を顧
みず己れに阿諛せざる者之を庇蔭し否ざる者ハ之を苛
待して毫も憚る處あり以て誘工者の一頓一笑ハ實に囚徒を
震慄し殊とに新入囚の如きは戦々兢々として誘工者の意を

邀りしり勉まざるあり蓋し是れ獄裡免るる能
はざる一種の弊風なりと雖も亦以て獄吏の不注意に歸せざ
らんはらざるを今余等も亦斯る危殆あり波瀾を凌るる可
らざるの位地より隔るるものうらハ木原其他高田地方より
來出る囚徒等ハ余等も為め頻りに右誘工者の間に奔走し
適當の勞役を周施せんと是未だ遂に之を得る能はざらん
角に免に業驅役に就き一兩日を経て他に適當の役
に就くの計を為さざるとハ木原等の言に従ひ推藁の裏
に坐を占むれば驅内の囚人等ハ余等の尋常囚徒と同しき
るを知りし交々來りて懇懇に禮し勞役の餘暇書籍を
携ひ就て質問せざる草蛙籠等を与り余等も勞を除く

と云ふあり此日ハ午を労するなくして罷役時間より又斯
くて撃柝一声晚餐を報せられハ各々ハ業を収めて吐を掃
らひ五人若くハ十人宛圍を結して喫飯を喧噪混雜各状を
一うきも恰も營中喫飯と云ふと一様の思ひ晩餐後更に
撃柝をこゝ是入房時間を報せらるるなり諸囚争ふて驅役
場を去る余等も亦同房の囚に伴はれて出るに各監の
前に衆囚隊を結んで整列せらるるを見る是れ點檢を任むる
為めなり余等も亦同房の囚徒と一隊を成し檢点を受
て入房せんとせらるるに檻の入口に一棚ありこゝにて衣服を脱
し裸躰して入房せらるるなり蓋し囚徒入房の際破獄の機
械若くハ制禁の物具を携ふる者あり檢閲不便なる

の故り此法ありと然とも其醜態又た言ふに忍ぶる者
あり囚房の結構ハ輕禁銅房に比せられ堅牢なるの外他小異
ある所ハ但其建築新多にして造作鋭て木材を用ゐる
の故り湿氣体を衝ふ時具衣裳皆湿如たり同房囚ハ総
へて十人内傳告者一人あり罪の輕重を以て室を異にせらる
らん皆一年内外の輕罪犯の身にして湿氣の爲にや皆痲癩
を憂ひ完膚ある者幾へと之なく臭氣鼻を衝く余衆囚
に向て一禮を爲すに兼て八木原其他より房長に寄声して
有りけん待遇甚だ篤く凡そ新入の囚徒ハ之を末席に坐せ
或ハ廁を掃除せしむる等のことを例と爲すに去る事ハあつて
上席に着せ書籍をと取出し字を問ふ者有り石板を出し

手本を請ふ者有り漸くに日暮に至れ、衆皆眠り不就んと
して卧具を出して取躁く卧具ハ走々赭色を以て染あせ
る者、一々一人一枚を貸附せよの制規あれと囚房狭穢にて
餘地あらずされハ皆同衾して寝を以り各因疥癬を憂ふ者
者の肌ハ觸るゝ走々心地あらず言可さるる、寝具亦た湿気
の為り雨露ヲ湿ひしう如し其不愉快譬するや、そのなく
通宵眠るを得を斯く漸く拂曉に至れ、撃柝早々開
房を報し獄吏ハ鎖鑰を携へ来りて右房を開くに、皆裸
体にて監の出口迄走り行くてふて就役の服を着し工場に
至り朝食を喫し昨日の如く役り就んとするや誘工者之
庶囚の姓名を呼ぶ内ハ余及ハ竹村の姓名を呼ぶ、傍人

ニ向ふ外役ハ驅使せらるる、余等一驚を喫し、走々亦
奈何とも走らざるを衆と共に工場の外に出れ、早敷十人の
囚徒ハ隊を成りて駢列し居れり、余輩も亦た其の列に加
るに一人の獄吏余等兩人の姓名を記せる名刺様の者を持し
来り頻りに誘工者と啼くを蓋し、驅役の事幾んど誘工者の
掌中ハ在り獄吏敢て干渉せざるを例とせられと余等と
現ハ官吏侮辱ハ罪を得而うと本監獄の副典獄被害者の一人
あるを以て看守長より特ハ余等を外役ヲ驅役し苛
待せらるる命を下し、今又た其漏れむことを恐る更らるる
取調ふ者有り余ハ之を知り果して禁固ハ言虚あらずと
信し到底之を辭し難きを知らざるや竹村ヲ目して敢て

誘工者に訴へて斯くて獄吏に連鎖を施し各口口を推し以て
門外を出つる小余等も又後を従ひ囚徒凡そ二百五十人獄吏
叱々の声と苦子列を乱さず進む道其うも眼を入るの柳樓
花臺耳小觸るの繁弦轟鼓皆旧時の懐を惹かざるを
一嘆して曰く我れ嘗て此地に豪遊し章臺走馬著金鞭
歌舞淹留玳瑁筵奈何人そ今日赭衣體を纏ひ鉄鎖身を
約するの人と有り此地を過ぐる事あるを期せんや
嗚呼安逆人の欲するところ艱難人の厭ふところ宜ある
哉世何瓦金を積るの俳倡者流の多きことや既やけ新
酒糶廳の前少多れと皆を止すぬ傍の囚徒も聞て
官縣廳の傍ら小學校を新築せんとは今日を即ち

其代礎を多そありと二三所を距るところより土砂を
運搬する法難難を二分して各所一隊を置お吹り
傍遊して致さしむるも余幼より師事し慣れし
料ととこ沁み心田のみ操ふ所ハ筆管のふ二十餘年来
文陣馳騁し是れ忙し何そ又た土砂を操ふことを学
ぶの還あるんやハ氣力世を蓋ふと且とも肩ハ一荷の
土を載る能はれん土安し少憊し少歩し大憊流汗背を
濡しハ氣息幾んど絶んとは衆をて罵詈嘲笑し其ハ
よ至るハ棒を振ふて譴責するともあは嗚呼鴻鶴も鳥雀
ハ羣を入る又た為をちるんや抑も今日ハ學校の地礎を
為るあり余の才學校を加ふ豈ハ一杯のおを運ぶよ止る

乎然りと云とも此後學士の肩を勞して地礎を為す子
校の大幸と云いさる可らば既に肩痛み解憊れ幾
んと起能はる而して特令あるを以て獄吏敢て休憩せざる
ことを許さず却て他囚の憐むる勞を助くるもあはれ
叱責を加ふるもあはれ嗚呼彼れ獄吏人子急ふの情を以て
囚徒を憐み人子急ふの囚徒を矯正せんとは抑も又難
正中期くて漸く三年に至るに累皆を巡傍の寺院に
引上げこゝめて年暮を終り再び後を熟くし此囚は日房語
二者の計らひより稍々寛あるの役も服し此囚は漸く暮
れぬ入房後湯身痛苦を感し起座自由あるを宿寝し
就も轉た眠を得るを今日の慶号とて他囚勦駱雷の如く

皆を熟睡し就き夜は特さし三更を過るんとを獨り孤
燈を抱き思ひ案をもる月を灼耀する明月は高く獄墻
より斜め射室月さるる畫の如く起つて
獄吏を推し遂に明月を對し慨然とて歎して曰く嗚
呼白氏言はく今人不見古時月今月曾經照古人昔人今
人若流水共看明月皆如此と吾人の古時の月を見んと
虽とも此月曾て幾多名士を囿周し照し來り月は素と
無情なりて語り吾人就く古名士のことを叩く能はる
と云とも今此明月を對し豈に又古名士を對するの
感あきを汲んば嗚呼彼の志遠して獄を斃られたる
ハ其名竹帛に垂れり千歳朽ちばらざるを又た恨むると

こゝろあらんや而して彼の志達せしめて遂に獄裡に死
したるもの遺恨果してぬらん然れども此等名
士の皆を為るところありて此運命あり獨り人を為る所
なくして諺に数奇改難を志と境遇に即ち同しと云とせ
余ら此厄或来たる原因ありては異あり余豈に諸名
士に對し報然愧色なきことをいんお幸た余の慚愧
を悔は故に余の自愛せざる可らざるなり抑々余の春秋
尚月富み志永遠にあり政界の洶濤を抑揚せざるに當り
て再び獄窓に明月を對し更らざる古名士を追憶せざる
のこともなしとらんお若し夫れを為るありて再び明月
を好し諸名士と語ることを得る冀らく同志の盟を

為ること益々むかれ時に撃柝十二時を報し獄吏の巡邏
をなさる人洋劍纏帯て遠く地よみある窓を閉て寝み就
せ天明を至るを知りて早朝盤敷よりて就役の撃柝
を待つに同房の誘工者の余に私語して曰く阿君昨日の景
状實小見多に思ひ入りし然れども凡そ今回阿君等小閑を
すること特とて看守長の命より申す聞かぬ余等のみ力に及ひ
難し今日も尚ほ外役を駆使せしむることありし若しを
虚病を構せしむり自愛せざるの優るも其周施は吾等之に
當るに高慮を煩ひせむれと兎角も亦早く撃柝
に開監の時を報し同房の囚徒の例の如く皆あ出て去りぬ
余は誘工者の言に從ひ他二患者と病を疑ふて平卧して

ありし午後一時と思ふ頃一人の獄吏来りて余及他の患者
不出監を命じりしを余病を以て之を答へたる獄吏は
痛く叱りて曰く僅ら一日の駆役を堪へしと如何そ数月の
役耐へんぬ此處は固とより安樂の處ならずと理不盡
不出監を強迫せしを余もまた到底辨を貴むるに無
用ありしを知り其言を任せんと急ぎ衣服を改ため就役
の用意をせしむ蓋し監内一種の習慣なり各房二三人
ハ三人の虚病を構ふる者を生し各自輪次休役を得る
の措計を為す者なり之を以て獄吏真の患者とも目
て尚ほ信を置らざる大概の患者ハ皆を駆りて役を就むる
あり是れ即ち余も亦免る能はざる所以なり期く

駆役場より八木原に會し事情を語り内諺工者ハ例の
如く立ち高く数名の囚徒を呼ひ外使の者を擇みしを
余も亦た免る能はざると心算し思案して静聽せしむ
内果し余も又た其内小加へぬ何事と為さむとやと
様子を窺ひ内一人の看守ハ来りて余等数名小農家の所
謂撥籠と稱する者と肩つりぬ市街を伴あり而して
途にしつ問ひ物を贖はるる為りありし竹笠深き
被むる鉄鎖腰を纏ひ背に籠を肩より市街處々に
往来し数々知己故旧の門前を徑過せしハフランクが賣
時一片の麵包を食し後年其婦人たる可ぶ人の家
前より立ちたるふ比をわらわし其の可ぶきを覺えたり

此日ハ斯ク数沢街市ニ往復セシトモ附添の獄吏ハ深
うく人多ク構み諸事ヲ多量を用いたる故ニ甚ク苦痛
苦を感セシトモ期して翌日ヲ至りてモ待遇更ニ
寛あらず外使する事ト止たれト此度ハ監外ニ在
業工場の役ヲ就ルシメたり是モ又た外役ヲ次クの重
役トシテ一日數十把の業ヲ打つ如き固トナリ其形況
正々幼時山村小唄ト時見たるのサトク善クモ知トス
我輩幸テ之堪エツンヤ只幸ニ此駆役の誘工者ハ余ハ
姓氏ヲ兼テ聞知レトテ深ク憫見ト敢テ苛刻の待遇ヲ
為さズシテ之故に僅うハ此日モ全ク不苦トシテ得た
り翌日モ尚ハ此駆役ヲ就キシテ此日ハ偶々日曜日ハ際

一午後林役モ多ク為メ多ク仕事をとも為シテ
本監ヲ引上げぬハ水原茶田等ハ竊りに来りて余等ハ
労を慰サ藉シ且細語シテ曰ク僕等兩君トシテ苦役ヲ
脱セシムル心ヲ苦シメ今日初メ其目的達シ見
等ヲ提燈を製する役ト就ルシテ此の許可を得ル
に事を要スルに困難あるハ獄裡ナリ誘工者某ハ見等
ハ偏に事を僕等に謀ルを憤り中途ニ擁シテ尚ハ数
日見等を苦役ヲ就ルシムルと謀れり見等ハ之を聞キ
或ハ憤る可シト覺セ凡そ獄中の悪習トシテ道
理並愛ハ行ハル可クハ行ハル事ト見等ハ又た頻りに周旋シ人ト見等
間思ふの用心アリト見等ハ又た頻りに周旋シ人ト見等

余等洋うく其厚意を謝し、悵然獄裡の艱險世に憂をりよ
り一層甚しき者あるを知らず、斯くてハ説教時間不進に
囚人雜道し、工業傷み入り、各々堅を占むるふを、余等七
亦た堅に就く程不稠堅を別けて遣う余ら、方に來る者
ら、拜一拜して余ら側り堅を占むるを見れば、幼年の頃不良
の事、らつて禁獄されぬと聞き、同姓順太郎を、らつて
其驚き、是らハ喜こふ、順太郎ハ頭を垂れ、余に謝して曰く
阿君、熟知の如く、幼少より不良の可業のこ多し、て為め、
数年の禁錮を蒙る一族の目面を汚したるハ、實に阿君小
對して申譯あり、兼て阿君入獄の事ハ、聞知りたれと、役
場異あり、ため、今日迄面接せらる、と、得をせめて、阿君苛

役を脱し、め對面の辭とるふんと、先頃より切ふ心と苦むる
母漸く昨日より、其事成り、ふ、又た破れぬ、實に昨日
阿君の物を撿する状を見、轉た落涙を禁むる能はず、
りしと、余其厚意を謝し、其告ぐる、其親族のこ
を以て、而して衆堅既に定まり、説教將に、こ始まるんと
を、らつて、先ち赤木副典獄、ま、稠堅を向ひ、産高ら、
小余等の姓名を呼ひ、此席より、中と問ふ、余等由て、一
之、小答し、而して、其何故あると、知るを、斯くして、説教終
り、これハ看守ハ、余等兩人を招き、副典獄の命を傳ひ、毎曜
日、徒子教授せらる、と、嚙を、余於て、初め、先き、小姓名を
呼ひたるの故を、知り、是らハ、心宜、稱し、らく、是は、豈禁由

等に先き不用ひある一様の手段より恩を余等に
倍るに非ざるを以て得むやうなりて猶も精智なり
たるの愚漢ありと猶も嗟歎しつ且又謂らく彼れ既し
教授の事を以て余等に囑せらるるに至る以往又た刻待
せざるなりと看守を伴ふて所謂学校と稱する所なり
行きて見ると漢学の教師一名八木原其他一名の因徒
数人の囚を集めて或は書讀を授け或は質濃を盃一杯
居たり之より先き余獄中の学校の設あるを聞きて二回
之を見んことを欲せり而して今之改見れは案に相違
して受業囚も少く休裁も整はざるを以て八木原氏より
其を叩くも曰く是れ男子校と稱するも未だ男子校なり

つは且一時受業囚四百餘名の多きに至るなりと頃日
用書に制限を設け凡そ國史類品行論等を禁し四書
のほ孟子をたし尚ほ讀むことを許しに僅うに自由を得
るとの理を以て書道徳書等に過ざるを以て受業
囚狎み減して如斯少數ありに至れりと余聞て心竊
うら意らく受業囚の一時減したる者其男子事
勉むるの心の減したるよりは勉めんとせざるも実
用書なきよりあるあり人果して然らんや書藉も斯く
嚴制を置くは豈に囚徒を教育するの旨を背馳せむ
と云ふを得んや蓋し獄中用申るといひの典に藉き書
自由も失はしむるもと雖も改詔若くは時事も閑たむ

其書籍を除くの外、豈に用て弊害あるや且其子
其他品行論を讀むを許さざるも最も怪むべきあり或る
書中往々人と激するの文字ある故に之を禁じたり
と名づくる尚ほ疑ある能はざるなり抑も此等の書を讀
み其意を了せざるは其の制限を立てざるも毫も害あ
る可らざるなり若し書中の意を通し其の議論を服し
るれば激昂の情を起し其の思想は漸やく高尚なる域に
進みたるの証ある感化の目的達したりと云ふべし
獄吏の囚徒の感化せんことを欲して去て感化の具を
棄つるものと云ふべし文育の官吏人心感化の局
に任ぜしむを辭せざるも怪むべきは其れも苦し

教授に任事し猶々久しきを經て此辺の改良紙
謀らざる可らばと心も思慮し此只別々教授せしむ
して入房しぬ斯くて翌日も例の如く差遣役を就く不
余等に云はるる誘工者今日も監外の差遣に駆使せ
しめんとて數十名の隊伍の用不加たり余等今日も情実
を知らざる者あり敢て動せし其云ふ如く為さんと
せしふ此誘工者常に何事も就くも斯く無情の處措
多く他の誘工者との間も親睦あると思へ一人の誘工
者ハ六藉うし余を招て曰く阿君等と他の役を就くも
るの認許は既し前日濟みたる若かり而る不其誘工
者ハ之を好けて尚ほ今日も阿君等を苛待せんとは惡

一きハ彼何リ若カモ君等ハ八木原氏と回リテ此事を
典獄小上申正多小ハと余首肯シテ之を謝を尚ほ情
々思フクモ凡そ諸事信と置ク可ウクモ監中のこと
何リ今彼れ言高た信定に似多トモ且トモ為人を知
ん彼れモ又余等を隔るの策を用申るに何クモ直ラ
蓋一獄監獄則小獄吏の不当あること何クモ直ラ
典獄小上申正多小ことを許すの條何クモ且トモ實際小行
ハ能クモ以所の者ハ官吏因徒共に其非を暴露スルモ
れハ為メ小怨を其因徒ト結ビ動モ其れハ慘酷を復
讐と以テ應モること何クモ直ラ是を以テ余敢テ
某誘工者の言の如クモモリ意ハ一兔角モモ内他の

誘工者来リテ遂ニ余等を陰キ去ることハ由リテ
~~~~~此日の苛役を免るることを得申り斯くて此日  
の正午小進を以一人の獄吏来リテ余等と呼伴少ク受  
付小進あり暫らく何クモ警部出て来リ暴小大審  
院ニ於テ政殿され申る誹毀事件ハ付聞一長野輕  
罪裁判所小移すの言渡を實行セシハ為メ新潟輕  
罪裁判所ニ引移すの言渡一を為シたり於是乎所持品  
と領證一して急に其用意を命ハ八木原柴田等にモ一言  
告別して行ふんと欲されとも早其事ハ得成難く一人ハ  
獄吏に伴ありれて獄門を出てぬ嗚呼これモ刑期間意  
外の幸福を来すの基ありトハ神ありぬ身の知る由一

あり唯、暫時の旅行とのと思へ伴ありし、徒新鴻裁判  
所より其れ、書託に改めて大審院の宣告より、長野輕罪  
裁判所へ移すの言渡をあり、且警察寮の傳達を以て  
護送する旨を告げ一人の巡查より引渡しあり、是則ち  
七月七日の事なり、即ち警察署より達する頃、早や薄暮  
に近し、警吏曰く今日、既夕陽に近すれ、明朝  
を待つ、此を以て、即ち其る置所より拘禁せしむ、  
警察署の留置所、一時人を拘禁するに止まれ、杖猛を  
うと倒し、これとも新鴻、港地を去ることもあらず、  
傍想し、何れも、案より相違し、僅うに二思と三思を  
布く、二思、何れ、のこし、獲獲不潔云、人方、刺し

一室二人と客れたれ、初夏の天炎暑漸く甚しく、悪  
臭臭を撲り日暮れ、少く冷氣を催をあらんと、只  
管夜を待たず、早や晚餐の時、何れ、署僕、携飯を携  
来りて、供を喫飯終れ、数日の疲労、思ひ、坐臥し  
房内物音、是るに驚き、醒れ、日已、暮れ、来た燈を  
照せ、を四圍暗里あり、且、房の一因、何事をあり、  
頻り、主、躁き、何れ、由て、尚、月、祥視を、れ、帯を、以て、  
監視に、  
結い、付け、両、狂の、拘を、廣ら、け、之れ、由て、  
脱監を、圖ら、ん、  
と、し、り、あ、り、何れ、より、監視の、寄る、こと、  
不、真、然、と、し、怪、し、  
き、郷音、を、な、り、物、凄、き、し、と、言、り、ん、  
方、か、り、  
寤、る、ふ、思、  
つ、ら、く、若、し、  
彼、れ、  
脱、監、を、  
遂、げ、る、  
何れ、  
否、め、  
ふ、  
思、を、  
甚、し、

明日出達の好と為るる。若うをひとたひ之れと述告せん  
よと起て之を停むれ。彼れ曰く僕此に入りてより己午日  
を經日と脱監を志すとも未だ果たさるも明日を必るに  
監獄に送るる。一とたられ。遂に脱監するの期あること  
を葉く。監獄せよ最早九時近しと覺ゆれ。其内獲  
衛の者の来りぬんと只管請ふ。止まを免角する内他由  
亦た驚起す。皆其罪を恐るる。故に之を制して止ま  
されとも更ふ。又聞入る。梯も見えず。早脱監を果す  
とむる。不突然と。一々履声聞。一獲衛の巡査の来りぬる  
よを彼も驚き。遂に。一とあ。ぬ休。て寢ふ。就きたる。  
又無聊を破る。一場の光景。よ。一。斬る。駭き。不備

宵眠を得る。夏の夜をれ。短う。て早。東天白く。む頃  
よ。ぬ。ぬ。六時頃。と。覺。き。頃。一人の巡査。来り。て。余等  
兩人。と。出。監。せ。ぬ。汽船。同。艚。の。向。来。れ。り。速。う。不。乗。船  
を。一。と。多。き。渡。船。場。不。乗。れ。り。恰。う。七。茶。船。の。際。う。く  
あり。と。れ。の。共。に。お。乗。り。船。中。よ。て。盤。嗽。し。喫。飯。を。る。り。  
同。船。の。客。ハ。余。等。の。身。常。因。徒。と。異。なる。と。見。取。り。し。ん  
懇。ろ。し。禮。し。食物。柄。を。頒。わ。且。の。新聞。紙。を。貸。し。与。ぬ。因  
固。あ。存。る。こと。未。だ。僅。う。不。數。日。を。経。さ。る。に。よ。ぬ。久。し。く  
世上。を。隔。絶。し。たる。の。思。と。ぬ。一。新。紙。を。對。する。恰。も。他。郷  
友人。と。會。話。を。る。ら。ぬ。さ。の。思。け。り。獲。送。の。巡。査。又。敢。て。之。を  
制。せ。よ。午後。一時。頃。三。條。警。察。署。に。到。着。し。たり。抑。々。此

度長野小至りの事件ハ大概結局を期する事を得可  
事件ありハ毫も心頭より去ることなく数日旅行し大予  
攝生に益ありと思ひハ旅中の日子の多うらんことを  
望み心甚だ平徳なり三條警察署より傳遞を継ぎ  
之れより又た船に乗る信川小泊りて徒歩して行く  
此日炎暑漸く甚しく汗背を濡し未だ數里を行  
らざる脚已小疲労を覺ふ蓋し余素と脚速なり  
一日數十里を行くも決して其難きを説くを而して如  
斯身体の疲労せむこと知るまかり道小車を僱りて  
を請ふ此辺地僻し車を賣りて行くこと七里漸  
く小く長田より産生れ日既晚れ雨多し皆燈を

を漏す日所の監獄より一坪も此監獄を新潟監獄の支  
署より構造形状甚だ異なりを以て本署を距ること  
産うらうら故に既決囚と留めを在監人凡四名皆未  
決囚なりと云ふ四五日昨炎甚田を考を之より相崎より  
至るの向地僻し警察分署を設けし午時宮本驛  
小唄を蓋し警察傳遞より各分署より到り喫飲せしむ  
るを例とし今素在小唄より分署あり故なり山  
間の僻出固より食す者あり然れも入獄以來初  
膳部を見たふ又愉快の情あり何れ今夜相  
崎留置所より程を此地先きに新潟より至るの際一とむ  
投を去るなり故に同警察署の使丁余等を知れり能く款

待も今孝又今夜知人の家小振さるの思何々半夜  
寝を竹村兄と既性の親苦を清を兄世故小慣れを其  
親苦小思ひさるを思ふ中徐小論し且つ慰めて曰  
抑も貴<sup>位</sup>むつきを吾人の精神あるれ今孝の獄小繫  
るや日夜交る所無類悪むつきさ何れハ亮思  
甚た正多つき者何朝小無識の獄吏の叱責を受け名  
ハ匪徒の侮辱を蒙る食ふ所ハ藜藿常<sup>々</sup>も纏<sup>り</sup>所を  
彌<sup>々</sup>尚ほ方る満身固圍の臭氣を人受むて幾人と曰  
時の人小<sup>ら</sup>くさる如し而して吾人の精神ハ毫<sup>も</sup>之<sup>の</sup>為<sup>に</sup>  
汚され<sup>し</sup>て依然たる豪氣ハ胸臆<sup>を</sup>満ち國家<sup>を</sup>成  
受して同胞を愛ふ<sup>る</sup>の丹心ハ益々磨<sup>り</sup>て光輝を放

の所謂一難を後々毎小一信<sup>し</sup>来<sup>る</sup>者何り吾人を凌辱  
賤蔑我<sup>の</sup>精神を汚さることを得んや兄も悲<sup>し</sup>く余  
と感<sup>を</sup>同<sup>じ</sup>くさる何ん然れとも常小凌蔑を忍ぶに要則  
何<sup>れ</sup>誠<sup>り</sup>之<sup>を</sup>説<sup>く</sup>則<sup>ち</sup>他<sup>の</sup>事<sup>を</sup>資<sup>格</sup>を辨<sup>る</sup>こと  
之<sup>を</sup>何<sup>れ</sup>在<sup>る</sup>人各<sup>に</sup>資<sup>格</sup>を異<sup>し</sup>る甚<sup>だ</sup>多<sup>く</sup>何<sup>れ</sup>王<sup>公</sup>ハ  
民<sup>に</sup>君<sup>たり</sup>資<sup>格</sup>何<sup>れ</sup>の<sup>の</sup>如<sup>く</sup>何<sup>れ</sup>も親<sup>し</sup>何<sup>れ</sup>子  
たる<sup>の</sup>資<sup>格</sup>何<sup>れ</sup>兄<sup>と</sup>對<sup>し</sup>何<sup>れ</sup>弟<sup>と</sup>對<sup>し</sup>何<sup>れ</sup>小<sup>の</sup>對<sup>し</sup>  
何<sup>れ</sup>子<sup>と</sup>弟<sup>と</sup>多<sup>く</sup>の資<sup>格</sup>何<sup>れ</sup>此<sup>の</sup>他<sup>の</sup>公<sup>の</sup>資<sup>格</sup>何<sup>れ</sup>私<sup>の</sup>資<sup>格</sup>何<sup>れ</sup>  
て<sup>ハ</sup>子<sup>ハ</sup>父<sup>を</sup>敬<sup>せ</sup>さる可<sup>し</sup>と<sup>も</sup>臣<sup>と</sup>君<sup>等</sup>位<sup>階</sup>等<sup>の</sup>異<sup>を</sup>  
る<sup>の</sup>点<sup>を</sup>在<sup>る</sup>何<sup>れ</sup>或<sup>ハ</sup>父<sup>を</sup>敬<sup>せ</sup>て子<sup>を</sup>敬<sup>せ</sup>る可<sup>し</sup>と<sup>も</sup>揚<sup>を</sup>  
何<sup>れ</sup>と<sup>も</sup>此<sup>の</sup>資<sup>格</sup>を辨<sup>別</sup>する<sup>こと</sup>今<sup>孝</sup>目<sup>下</sup>の事<sup>小</sup>於<sup>く</sup>

又要なり蓋し學者にして無職の官吏や庶民も政治家  
にして帝て無頼の匪徒も凌辱せらるるも皆是の資格の異  
なるに由るなり吾人の之を思ふの憤りに足らざるは固ら  
吾人尚ほ前途に如何なる艱苦を蒙らば計る可くも  
而して常ふ之を思ふに恐く其に忍に易うんと竹村兄  
亦た首肯を於是氣象萬千の氣轉た爽快然あり而て  
省これハ身ハ数尺周囲の囹圄の客にして身赭衣を着  
くるの一日徒多う囚徒の似合ひしつゝぬ議論あり然に一笑  
て寝に就き天明に至るを知りて十日柏崎を罷り米  
山を経て鉢崎に至る時午時少し進み即ち一茶店に入  
り嘯を妙也巴ふ中頸城郡に属する沿海の屯をれハ鮮矣

の膳古を敷き又た僅ふ、数日の枯腸を療むるに足ら  
午後柏崎に至る時尚ほ二時前程数里を行く了り而して警  
察の都合に由りてここに投宿を此辺高田にせうと警吏  
概りね余の名を知り故に待處甚だ篤く寢具飲食共  
殊に意を注ぐたも者の如く且つ新紙と共に慰藉を盡  
又囚徒の上賓あり翌十日発直ちに高田に入ると此  
馮町を過ぐるに偶々中川源造の新馮に赴く小會相飲んて  
一茶亭に入り別後の事を談して別る既にして高田の市街  
小入れハ余等の経過をること既り懐れ知るやうに人明  
友諸所に相邀ふ而して語を交し、とを得る高田警察  
本署に達すれハ股笠斎藤の二兄余等に尾を来り即

警察の免許を以て會晤も股野見懐裡を採り私り一葉の高田新聞を出して曰く君三を見ることが欲せざる余曰く渴望に堪へんと乃今竊うに之を懐少挿し尚ほ新聞少傳るの途に再會を期して別る高田警察署より傳流を継ぎ人車新井小橋を車上新紙を閱るに參議と華族に列し尚ほ公候伯子男の階爵を授けたるの一報なり蓋し是余等入獄以来の近事ありん竹村見ふ亦一旦私語して曰く政府已に其地位を他日小輩くもとの準備を為せり欽定憲法洵と小恐る一と今夜新井警察署に投る本署留置所を設けを評問所を以て之に充つ四閉闔里に於て夜間牧場を用ひて新瀉の留置所に比

れ、数倍の不愉快あるを覺ふ本署長某余等を憫む洋為めに他室に迎ひて喫烟を許し且談話せしむ之を以て僅うに慰むるを得り坐し偶々新瀉新聞を閱し有田真平上告棄却の報を讀む余有田を知りて然とも亦た同舟風に遇ふの趣あり轉た凄然たりも翌拂曉人車新井を發し午時関川に至りて哺見此地信越兩州境界の別る所前程を望み翠巒山四圍眼境益々狭きなきたり花中何となく悦河の情を免れざるに身縲せし行り故郷の天を別れんとするも際して轉た懐情に堪へず竹村見を呼んで曰く嗚呼吾人の今此の如く惘然とて此地を經過すと云と也日雲に投し日を視るの

時に再び此地を經過して今日を追懐し彼の當日ハオ  
司法権独立を以てしるゝと云ふと危険ありしと権詰むる  
の時なりとせんやと聊ら自ら慰めて薄暮半礼警察署  
署に達す之れより長野ニ至る凡そ四里更しハ車を  
駛りて八時に近ぶ頃長野警察署に着しぬ實に  
七月十二日なり此日既り暮るれハ同署の留置所不投  
一聖申四日ハ日曜ありを以て此日も又空しく留置所不投  
ぬ斯くて十五日より裁判所へ引渡されぬ係官を  
檢事石川重玄と定す一應丸岡の上直ちに拘留状を  
発し二年過る頃監獄本署へ送られぬ長野監獄本  
署ハ長野市街と方不離ること 處少何し明は 年

旧監獄融の災ふ羅り 年新築をす所なりと云ふ今其一  
班を擧ぐるに面積凡そ一萬坪中央ハ魏然並列をす二層  
樓なり中央ハ四角堂を設けて看守所と一目獄裡を  
洞視するの便なりし看守所の兩側ハ登降の梯階なり  
以て茅一層と通又茅一層を界劃一半を未決監とれし  
他の一半を以て輕重懲役等重罪囚若しハ輕罪囚の重よ者  
を容るゝの所とて茅二層監ハ是れ輕罪囚を入るゝの監  
して刑名刑期を以て区分し大概一房の應す十畳を數  
さハ人乃至十人を容るゝ之を稱して本監と云ふ本監の方  
に當り棟を列ねて食堂教海所茅一工場茅二工場茅  
三工場の駆役所なり又此の駆役所の後ハ雜役瓦工の二工

あり共より屏牆を以て本監と界を又た本監の 方に女監  
あり之を又た屏牆を以て界し男女の別を以て往來可峻  
拒を官署の 方門内不設くる二層樓あり北地圍室あり  
医室あり刑餘留置所あり炊場あり浴室あり垣牆四隅に  
看守所を立て、高く獄裡を瞰下し而して総して塗を  
小柳色を以てし故より遠くして之を見る亦た毫も獄舎の  
景状ありと此れ長野監獄の梗概なり余等先り受付に至  
るに恰も三午の際したれ、是に於て喫飯しぬ成規の麥六米四  
の者より押して圓形あり、またる者即ち世のものそと  
云ふ者あり而して盛る小曲け物を以てより飯後刑服を脱  
して常服を易し看守の導くを随ひ本監階上の看守

所より押送りし於是余は未決監甲第五十三号に入り竹村を  
某房に入りぬ蓋し其犯者房を異しあるの獄規より由る  
なり房内の景況と新潟本監と大同小異なりと虽とも総  
して清潔より窓櫺を鍊鐵を用ひ敷く小置を以て  
一兩側他房と連なる所ハ板壁を用ひて界し一方に柵  
を植へ出入の扉を除くの外を皆板を以て密閉せり故に  
外より窺ひ房裡を監察するの不便を免れしと虽と  
も又た前房と相對詰むる如きの弊なく其冬時寒を  
を防ぐの便あり窓下に盤嗽所あり凡そ方三尺木製の流  
しを以て上下貯水器を置く其側小同積の板敷り便器  
を置き掩ふ不布を以てせり蓋し便器の日々房外より

出玉の不便ありと雖も一厨子比其れハ臭と瓦を放たさ  
るの便あり天井ハ甚た高くして空氣流通光線の注射し  
良く銘つゝ監房の構造ハ大小注意せざる者ノ如し又未決囚  
小閑正ハ獄規の一班を率くれハ毎朝例刻折を撃て起床  
を報し盤嗽の後炊夫ハ食物を携り来りて各房に分配し  
後小閑房して便器貯水器を出し掃夫ハ之れを洗濯し  
更ら小各房ヲ供を又た裁判所ハ召喚を受くる者ハ獄吏  
其名を呼れて之れを出玉而して此等終ルハ改房を行  
ふハ在房の囚ハ皆看守所ハ受りて衣服を脱し検閲を  
経又房内知らば検閲しりて後ち房に入しハ其晩餐  
終ルハ看守を伴ふハ各房を巡視し各々在囚の氏名を

呼んで點検し是一日事務の大概しハ夜間ハ毎ここ戒  
め喧噪を制し看守ハ通宵房外を巡邏しハ動静を察  
し走脱監の虞ハ供を亦た房内私不行ふ者ハ習慣を云  
ハ既小往時宿慣ありと雖も尚ほ終ハ故慣を存して  
房長一番役二番役炊番詰番等の役目を設くるハ又  
新入囚を待遇するも往時の如く刻ありと雖も或ハ所  
長の藝を為さしめて教むれ者ハ驅使する如ふこと  
而して房内銘つて禮儀を正し坐卧進退皆小新故小別を立  
其禮を異とし降房と相交りし小於てハ殊とハ言語を慎む  
而して在監人の形狀小至てハ既決囚と大ハ相違なきこと  
能くを即ち未決刑事の決せざる者ありハ皆常服を

着け帯若くハ金屬の具を着けたる外衣裳常人と異  
ありし而して在監久しきを經て決せざる者ハ或ハ  
一年若くハ二年ヲ涉る者ら女者ハ顔色憔悴形容  
枯槁鬢髮皆小振らる病める如く愁ふる如く言  
を放てハ法律の該ふらざるハ自家裁判の落着の事  
にして其拙著たる所ハ刑法犯罪法不問されハ自家  
務審終結の言渡書にして起きて七之を誦し寢て七  
又之を讀み若小公判の述らざる者相羨し相嘆し  
偏く刑事の着を待ち辨護の有効にして刑期の短  
少あるを是れ祈るの外餘事なし余ハ入らるるに  
經して九名の囚を客九日四名ハ重罪の務審終結を

得る者にして餘ハ皆輕罪囚の事件なり房長炊番  
の二役を設く余ハ先の主序に坐し弟ハ姓氏刑名を述  
べ一礼を為ると此囚房ハ温和の者の舟を入れ置けり  
ありや皆鄭重し礼を返し毫も旧慣不由て新入囚  
小臨う如き無禮の待遇を為さる由て余も亦安んじ  
問ふに徒來歴を語ら小窓始りて余一人と為りを知  
り更ら小篤く礼して曰く監獄ハ無學文盲の淵藪不幸  
小学者の入監不違ふて房を同ふることを得抑々  
又我々の幸福なり願はくは曰く刑法犯罪法を講義し  
給ふと余曰くその容易の事なれとも是を余の事件  
ハ特別落着止時日を要する者なりしを而して二日を經た

事終りて新橋少将の事とありん去れハ淹留の中ハ  
勉めて教授しし事と云ハ衆皆遺憾の色  
を顯し速う事の落着き君の爲めハ十年  
福ありと我々の爲めハ不幸ありと云ハ此の豫審終  
結の言後書を携へ来り字義を質し意義を問ふ  
つ余も無聊と消すの一手段と思ひ勉めて之を  
教へ且刑法に罪法と取り若日ハ素讀を授け兩三日  
を終るハ各因ハ余の深切ハ服し益々敬崇して  
竊うに余の裁判事件の延りハ甚多ク期く  
て二十日不事ハ公判開庭の通知を得て出廷し  
極事ハ石川重玄裁判長ハ木田某を訊問辨論の

模様ハ曩に高田支廳少将ハ爲しんと大同小異あり  
而して辨論未だ終りしに設樂三吉の宣告書と要  
をること起りたるハ右到達の上更ハ公判庭を  
開くハ予を教へ此日ハ監獄少将ハ於是年余の  
余の事件ハ速うハ落着きしを見ん曩ハ新橋  
少将押送の際齋し来たるハリスケ進化論ニ丹の差入を  
請ひしハ初めて之を繕くの間隙を得日ハ二章差入  
三章を讀むと課し例ハ同庭囚ハ訓讀を授け且  
衆の請求ハ任りしハ落着きより道德修身等の法を  
し落着の目と待り凡て今回の事件ハ其勝敗共  
其弊の例ハ照しを以てありしハ心安く待るとあり

日月を羨みぬ之をより老き余ら監倉入りて事既  
小長野新聞社の様知る所と有り入監の翌日同社と主岡  
本孝平ハ食物を贈りて慰藉し又た曰く社長折テ亀沢郎  
ハ殊とに訪問安否を問ひ且つ贈るに單衣一領を以て之  
れより以後贈物慰藉藉絶ひを而して多く余ら知る  
の人有り余ら深う諸人の厚志を謝せとんいづるなり  
余既り飲食ふ之と感せと殊とに時三伏の最中に階  
炎暑熾くう如くあれと獄裡居を容れて能く鉢  
過し精神殊とに爽快と覚ひ前日新慟を於て嘗め  
たるの苦楚ハ恰うも夢の如く多きを以て寤るに淹留  
の長くして帰郷の日の三伏の暑と過きむことを望

めり同僚の因ハ余ら懇切に教授をを喜ひ殊小薄暮に  
至る道徳上の演説を聞くを樂みと一また日ハ暮れを  
と待つても多しと而して薄暮に至るを名に止るを演  
説の向ハ望と一静謐諦聴を余ら亦た熱心之と勉め  
声の外に漏るを知りて而して獄吏亦た之を知せと一  
夕衆の請ふに及して矢野氏の述著経國美談の要を説  
事大に我感情に切なる者有り慷慨憤慨を叩て談を  
辨説流滑常小信を而して成氏固難小遭ふて獄中理学  
を信むるの要と談するの頃ハ時三より初更に垂るると  
勢子柝四と聞ふに半天雲昏くして月未だ上らざる時  
房外一人の獄吏の中を覗ふに余竊う小歎して曰く話

中の人、即ち余何そ光景の甚だ似たるやと漸くこゝに  
説き終れ、衆一斉小謝して曰く、今夕先生の演説、味  
ある我々をこゝに汗を握りしめたる、且つ何を事蹟の先生  
の目下と相似しやと余は得意知るべし、蓋し此一場の  
演説、彼等をして掌汗を握りしめたる者、余は辨説  
の妙ありしあり、矢野君著作の妙も傳せしむと得ざる  
なり、斯くして満ちたる内七月、既に去りて八月上旬と  
あり、昨日獄吏の監房を問ひ、余は出監を命じらるる  
何事あるかと看守所に至りて見慣れし肥満者の人の  
平服を余を招く所より由り、其の要するに、叔父熊倉の  
訪来りしより、而して招ききたる人の、即ち本獄副典獄

ハ岩國の人なり、磊落ありて人小傲らんと亦た能く人を宥  
る叔と旧識ありと以て、今親しく余を招けり、余計は  
叔父の訪問を得意、情禁する能く、由て事情を後を  
叔余の事不激とするの性ありと知り、為め戒め、曰く子  
の不幸ハ憐れむべし、と虽も亦た是れ丈夫の常態なり  
只為る所の材を以て、身体を害ふ可らざる望らるる徒  
ら小時事を慷慨とせしむ、止り潜心に子業を攻究せよと副  
典獄亦た篤く慰藉を之れ、囚房を四拾五番房に轉  
じ、蓋し四十五番房ハ極めて輕罪囚を容るる處、こゝに十  
罪僅う小三人を容る、即ち又竹村と隣房、小移す蓋し  
未決囚共犯同房せしめたるの獄規ありと以て、其房と

異ふ一壁を隔て、相話するの便を得せしめんと為  
 けり是等：優遇の旨より出てあるゆゑ既に――竹村兄  
 を余の房より移して余竹村兄と房を異しし居ること数  
 十日と相見らば衣休檢閲の際兄の看守所より往來するの  
 時一障僅うに其衣裳と認むるのみ固く面晤すること  
 を得る他郷兄弟を失ふの念はく轉た意々の情に耐  
 へたり――於此乎別後の事を談するのことも得たり  
 又此より獄吏の余等より對する前日不異とこして外  
 に出る時と雖も一切戒具を施さず一日副典獄又余  
 を招きし看守所傍の一室より――め懇懇に余の刑事  
 を問ひ且つ問ふに監獄管理法の得失を以てし余答へて曰

